

18. 「安全管理特定作業所」実施要領 (戸東安第 81 - 48 号)

1) 目的

安全管理に特別の配慮を必要とする作業所を**安全管理特定作業所**に選定して、建築工事部、スタッフ部門が一丸となって、作業所の安全管理方針展開と活動状況、次工程の問題点を確認・指導し、事故・災害を未然に防止する為の安全巡回を実施する。この安全巡回を「特安巡回」と称する。

2) 選定条件

建築部長は下記条件により**安全管理特定作業所**を選定する。

- 公共的影響の大きい作業所
(例として ・鉄道沿線 ・高速道路沿い ・高圧線沿い)
- 大規模又は工期の厳しい作業所
- 新しい工法又は立地条件の厳しい作業所
(例として ・繁華街 ・傾斜地)
- 重要案件作業所
解体工事も上記に準ずる。

3) 「特安巡回」開催時期

- 第 1 回の開催時期は、施工検討会 (進捗率 5% 時点) 開催後、3 週間以内とする。
- 第 2 回以降の開催時期は、第 1 回の開催時に第 2 回目以降の開催予定日 (建築部長打合済み) を記載したマスター工程表を提示し、開催日、頻度を決定する。
- 開催時期は節目工事着手 7 日前とする。
- 節目工事とは ・地下工事 ・地上工事 ・鉄骨工事
・ P C、A L C、カーテンウォール等の外装取付工事等
- 上記で決定された開催日を、安全部が**安全管理特定作業所巡回予定表** (別紙資料—1) に記入し、開催の督促、調整を行なう。
- 上記、節目工事がない場合でも、6 ヶ月以内に 1 回は必ず開催する。
- 解体工事の開催は工事着手前に、建築部長、担当工事長、安全部で別途協議して決定する。

4) 参加者

- 支店
 - ・支店次長 ・担当建築部長 ・安全部長 ・技術部長
 - ・設備部長 (設備別途の場合は除く) ・安全部担当課長
 - ・技術部担当社員 (必要に応じて)
- 作業所
 - ・担当工事長 ・作業所長 ・建築主任
 - ・設備担当社員 (設備別途の場合は除く)

5) 特安巡回実施要領

準備

- a. 安全部は開催予定日の30日前迄に、建築部長、担当工事長と開催日の打合せを行ない、開催日を決定する。
- b. 安全部は「特安巡回」開催通知（別紙資料一2）を参加者に配布し、参加の有無を確認する

巡回当日

- a. 作業所で開催する。
- b. 資料説明 30分 作業所巡回 60分 指摘、講評 30分 合計2時間を目安とする。
- c. 担当工事長が議事進行を行なう。
- d. 会議室での資料の説明前に、作業所長は作業所職員全員を紹介する。（作業所スタッフは紹介が終わったら退場する）
- e. 作業所長は、工事説明書（特安巡回）、作業所組織表、工程表、安全衛生管理計画表、重点施工管理展開表、工事計画図等の資料で説明する。
- f. 作業所巡回
- g. 巡回後会議室に戻り、各巡回者の指摘事項の発表
- h. 支店次長講評

報告

作業所長は7日以内に特安巡回報告書（別紙資料一3）を安全部に提出する。

報告書回覧ルート

作業所	担当工事長	安全部	技術部	（設備部）
建築部長	支店次長		安全部	作業所
			（コピー保管）	（原本保管）

【補足：安全管理重点作業所の選定条件】

評価による選定・・・巡回時の点検評価もしくは管理状況の評価が思わしくない作業所
部門要請による選定・・・部門の要請により、特に巡回が必要と思われる作業所
解体工事・・・全ての解体工事作業所

以上から選定し、建築工事部、リニューアル工事部と予め打合せの上決定する。

作業所を巡回する時は、前回の指摘是正確認も併せて行う。